

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業

令和2年10月6日
感染症対策部

目的

区市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、以下に掲げる事業内容について支援し、地域の実情に応じた対策を促進することで新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的とする。

予算額等

予算額 : 50億円 (補助率10/10)

全体事項: 適正な補助金執行等の観点から、本事業の補助対象から除外する事項は以下のとおり

- ✓国・都補助制度が別途用意されている場合
- ✓専ら金銭の給付など経済的給付を目的とする場合
- ✓他の補助制度の上乗せ(加算)や区市町村負担分に対する補助の場合

補助上限: 最終的な申請額が50億円を超える場合、区市町村ごとに補助上限を設定する

事業内容

	事項	区市町村の取組	補助対象経費等
1	協力金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が店舗等に休業要請を実施 ・区市町村が店舗等と休業に関する合意を形成し、協力金を支給 	陽性患者が発生した店舗等に対する休業の要請または合意形成を行い、10日間以上休業した店舗に協力金(50万円/1店舗)を支給する場合の費用
2	行政検査以外のPCR検査等	区市町村の調整の下、店舗の従業員等に対してPCR検査及び抗原定量検査を実施(行政検査以外の検査に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染した場合、重症化するリスクが高い集団に対し、実施する検査費用等 (例: 認知症高齢者グループホーム) ・接待を伴う飲食店に対し、実施する検査費用等 (例: ホストクラブ) (PCR検査は20,000円/1検査、抗原定量検査は7,500円/1検査を上限とする) ※主な施設種別による補助制度の整理は別紙のとおり
3	保健所の体制強化	新型コロナウイルス感染症対策によって生じる保健所の業務負担を軽減するため、保健所の体制を強化	住民からの問合せ対応、医療機関との各種調整等に係る職員の雇上げ経費や業務委託経費など保健所の業務運営体制の強化に要する費用
4	普及啓発	新型コロナウイルス感染症に係る正しい知識や対応方法等を周知するための普及啓発の実施	ガイドライン周知のためのポスター・チラシ等の印刷等に要する費用
5	その他	地域の実情に応じた感染拡大防止のための取組	地域の実情に応じて実施する取組で早急に取り組む必要がある事業のうち、1~4に該当しない取組に要する費用